

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容	不育症治療費助成金の返還	
根拠法令等及び条項	栃木市不育症治療費助成要綱第8条	
処分基準	根拠条項	栃木市不育症治療費助成要綱第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者</p> <p>(1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の支給を受けた者</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反した者</p> <p>2 処分内容</p> <p>助成した金額の返還</p>	